

## 国立大学法人富山大学における反社会的勢力に対する基本方針

平成 27 年 3 月 25 日制定

国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）は、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」等に基づき、反社会的勢力との関係遮断のために取り組むため、反社会的勢力に対する基本方針を次のとおり定める。

1. 本学は、富山大学役職員行動規範の実践に努め、反社会的勢力による不当要求に対応する役職員の安全を確保し、大学組織全体として対応する。
2. 本学は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。
3. 本学は、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
4. 本学は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
5. 本学は、反社会的勢力への資金提供や裏取引は、絶対に行わない。